

平成29年漫遊いばらきスタンプラリー冊子作成業務委託に係る

プロポーザル公募要領

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

この要領は、『平成29年漫遊いばらきスタンプラリー冊子作成業務』の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

- 1 目的 梅まつり開催から秋の観光シーズンの期間に、漫遊いばらきスタンプラリーを実施するための小冊子を作成し、スタンプラリー冊子へ参加の観光施設や観光案内所、茨城県内の高速道路パーキングエリア、JR 東日本の首都圏や常磐線の主要駅に配置することにより、茨城県内周遊観光を図る。
- 2 委託業務の内容 別紙契約書及び業務委託仕様書のとおり
- 3 予算上限 5,541,000円（デザイン費、印刷費、発送費及び消費税額等全て含む）
- 4 企画提案書の提出条件
 - (1) 提出物について
 - ①表紙デザイン案
表紙デザインは、県内の観光施設を紹介する内容に合っているか。
 - ②見積書
積算基礎（デザイン・作成費、印刷費及び発送費の別）が明確な経費見積額（消費税等額を含む）を提出すること。
 - ③会社概要
 - ④委託事業に係る過去の実績
 - (2) 提出書類の作成及び部数
 - ・①については、2部提出すること。
 - ・②、③、④については1部提出すること。
 - (3) 提出期限
平成28年12月22日（金）15時必着とする。（郵送または、持参いずれかでも可）
 - (4) 提出先
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局（担当：伊藤）
〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県商工労働観光部観光局観光物産課内
電話：029-301-3622 FAX：029-301-3629
※提出した企画提案書は返却いたしません。
 - (5) 参加報酬
 - ・企画書作成にあたっての報酬は無報酬とし、各参加者が経費を負担する。

5 業務委託候補者の選定方法

- ・選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。
- ・審査は、企画提案書を漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が設置した審査委員会において、別途定める評価基準に基づき総合的に審査し、最適業者を選定する。
- ・採用・不採用は審査委員会終了後に通知する。
- ・審査の内容については、一切公開しない。
- ・結果についての審議申し立ては一切認めない。

6 契約手続き等

(1) 契約の締結

- ・漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会は、上記に基づき選定した業者と委託契約を締結する。
なお、採用案は修正する場合がある。

(2) 契約保証金

- ・契約保証金は、茨城県財務規則第138条第2項第6号の規定に準じ、免除する。